

函館市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

(用具の種目および給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、市に居住する同表の「対象者」欄に掲げる法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

ただし、対象者については、小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の申請)

第4条 市長は、用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者または18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）に対し、別記第1号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書に、次の書類を添えて申請させるものとする。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- (2) 市町村民税の課税状況が確認できる資料

被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）または支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）。

以下「中国残留邦人等自立支援法」という。) 第14条第1項に規定する支援給付をいう。) を受けている者については、そのことを確認できる資料

ただし、市長は書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、添付を省略させることができるものとする。

2 市長は、前項の申請を受理した場合、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況および住宅環境等を実地に調査し、速やかに別記第2号様式の調査書を作成することとする。

(給付の決定)

第5条 市長は、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を行うことを決定した場合には、別記第3号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（以下「給付決定通知書」という。）および別記第4号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定した場合には、別記第5号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書を、それぞれ申請者に交付するものとする（以下、給付決定通知書および給付券を交付された申請者を「利用者」という。）。

(用具の給付等)

第6条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう、別に定める基準および手続により決定するものとする。

3 市長は、第5条の規定により用具の給付を行うことを決定した場合には、当該給付をする用具の種目に応じ、前項の規定により選定された業者に対し、別記第6号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入決定通知書（以下「購入決定通知書」という。）により通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた業者は、速やかに当該通知書に記載された者に対し、当該用具を納入しなければならない。
(利用者等の費用負担)

第7条 利用者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部または全額を負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担することとなる費用の額は、別表第2に定める額とする。ただし、当該用具の給付に要する費用の額が同表に掲げる額に満たないときは、当該給付に要する費用の額とする。
- 3 同一の月内に2以上の種目の用具を同一の利用者に給付する場合においては、これを1の給付とみなし、前2項の規定を適用する。
- 4 利用者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前各号の規定により負担することとされている額を支払うものとする。

(用具の納入、受領、および検査)

第8条 市長は、第6条第4項の規定により業者が用具を納入するときは、これを利用者の居所において行なわせるものとする。

- 2 利用者および業者は、用具の納入および受領を確認したときは、第5条第2項の規定により利用者が交付された給付券に、それぞれ必要事項を記入し、または押印しなければならない。
- 3 市長は、当該用具の納入時にこれを検査し、適正に納入および受領されたこと、および当該用具が適正なものであることを確認したときは、前項の給付券に必要事項を記入し、または押印するものとする。

(用具の購入費の支払い)

第9条 市長は、前条第3項の検査により、業者からの請求に基づき、当該用具の購入に要した額から、第7条の規定により利用者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

- 2 前項による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第10条 利用者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならないものとする。

- 2 市長は、利用者が前項に違反した場合には、当該給付に要した費用

の全部または一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第11条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、別記第7号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月27日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、当分の間は、旧要綱に規定する申請書等をこの要綱に基づく申請書等とみなして使用することができるものとする。

別表第1

| 種 目 | 対 象 者 | 性 能 等 |
|-------------|--------------------------------------|---|
| 便器 | 常時介助を要する者 | 小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。) |
| 特殊マット | 寝たきりの状態にある者 | 褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの。 |
| 特殊便器 | 上肢機能に障害のある者 | 足踏ペタルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 |
| 特殊寝台 | 寝たきりの状態にある者 | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。 |
| 歩行支援用具 | 下肢が不自由な者 | おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。 |
| 入浴補助用具 | 入浴に介助を要する者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。 |
| 特殊尿器 | 自力で排尿できない者 | 尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。 |
| 体位変換器 | 寝たきりの状態にある者 | 介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。 |
| 車いす | 下肢が不自由な者 | 小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 |
| 頭部保護帽 | 発作等により頻繁に転倒する者 | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 |
| 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能に障害のある者 | 小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。 |
| クールベスト | 体温調節が著しく難しい者 | 疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。 |
| 紫外線カットクリーム | 紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者 | 紫外線をカットできるもの。 |
| ネブライザー(吸入器) | 呼吸器機能に障害のある者 | 小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。 |
| パルスオキシメーター | 人工呼吸器の装着が必要な者 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。 |
| ストーマ装具(蓄便袋) | 人工肛門を造設した者 | 小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。 |
| ストーマ装具(蓄尿袋) | 人工膀胱を造設した者 | 小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。 |
| 人工鼻 | 人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者 | 小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。 |

別表第2

徴収基準額表

| 階層区分 | 世帯の階層（細）区分 | | 徴収基準月額 | 徴収基準加算月額 |
|------|--|---|--|---|
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）および中国残留邦人等自立支援法による支援給付（以下「支援給付」という。）受給世帯 | | 0円 | 0円 |
| B階層 | 当該年度分（4月1日から6月30日まで間にあっては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が課税されていない世帯（A階層に属する世帯を除く。） | | 1,100円 | 110円 |
| C階層 | 当該年度分の市町村民税の額が均等割の額のみである世帯（A階層に属する世帯を除く。） | | 2,250円 | 230円 |
| D階層 | 所得割の年額3,000円以下 3,001～5,800円 5,801～8,700円 8,701～13,000円 13,001～17,400円 17,401～22,400円 22,401～28,200円 28,201～58,400円 58,401～75,000円 75,001～96,600円 96,601～121,800円 121,801～175,500円 175,501～221,100円 221,101～380,800円 380,801～549,000円 549,001～579,000円 579,001～700,900円 700,901～849,000円 849,001～1,041,000円 1,041,001円以上 | D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D20 | 2,900円 3,450円 3,800円 4,250円 4,700円 5,500円 6,250円 8,100円 9,350円 11,550円 13,750円 17,850円 22,000円 26,150円 40,350円 42,500円 51,450円 61,250円 71,900円 全額 | 290円 350円 380円 430円 470円 550円 630円 810円 940円 1,160円 1,380円 1,790円 2,200円 2,620円 4,040円 4,250円 5,150円 6,130円 7,190円 左の徴収基準月額の10%。 ただし、 その額が 8,560円に 満たない 場合は 8,560円 |

備 考

1 徴収月額の決定の特例

- ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に徴収基準額票の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める徴収加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- ウ 対象者に民法第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員およびそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

- ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。
- イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）ならびにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

- I 所得税法（昭和40年法律第33号）
II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）
の規定

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用しない。），生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）および支援給付である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いとする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号) 第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税または免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

（3）徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをするものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすることとする。

別記第1号様式

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

函館市長様

〒

住 所 函館市
申請者 氏 名

給付対象者との続柄

次のとおり日常生活用具の給付を申請します。なお、この申請に係る給付の決定に必要な場合は函館市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具実施要綱に基づき、受給者と同一の世帯に属する者の地方税関係情報等について公簿等により確認することについて同意します。

| | | | | | | | | |
|---------------|-----|--|-----------|---------------------------------------|------------|--|----|-----------------------------|
| 対象者 | 氏名 | | | 生年月日 | 年 月 日(歳) | | | |
| | 住所 | 函館市 | | 電話 | | | | |
| | 疾病名 | | | 小児慢性特定疾病医療受給者証受給者番号 | | | | |
| 世帯の状況 | 氏名 | | 対象者との続柄 | 生年月日 | 職業 | 備考 〔対象者に対する介護の状況等〕 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 給付を希望する理由 | | | | | | | | |
| 現在の住居等の状況 | 住宅 | 1 自宅 2 借家 | 借家の場合貸主諾否 | 1 承諾 2 否 | 浴槽 | 1 和式 2 洋式 3 な | 式し | 便器 1 和式 2 洋式 3 携帯用 |
| 現在の介護の状況 | 入浴 | 1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる | 排便 | 1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる | 移動 | 1 車いす使用 2 他人の介助が必要(一部・全部) 3 自分でできる | | |
| 給付を受けたい用具の種目 | | | | | 希望する型式、規模等 | | | |
| 給付に關し特に希望する事項 | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | |

別記第2号様式

調査書 (小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業)

| | | | | | | |
|----------------------------|-----------------|--|--|---------------------|--------------------------|-----|
| 申請書の受付 番号および 受付年月日 | 第 号 年 月 日 | 申請者氏名 | | | 対象者 と の 続 柄 | |
| 対 象 者 | 氏 名 | | | 生年月日 | 年 月 日 (歳) | |
| | 住 所 | 函館市 電 話 | | | | |
| | 疾 病 名 | | | | | |
| 世 帯 員 の 状 況 | 氏 名 | 年 齡 | 対象者 と の 続 柄 | 課 税 状 況 | | 備 考 |
| | | | | 当該年度分市町村民税 均 等 割 | 前 年 度 所 得 税 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 世 帯 区 分 | | 1 被保護世帯または市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯 | | | | |
| 住まいの状況 | | 1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾否) | | | | |
| 給 付 後 の 生 活 の 状 況 | | 日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に ○) | | | その他の状況 | |
| | | 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない(一部介助・全介助) 4 その他() | | | 1 在宅生活が可能になる 2 その他() | |
| 給付の必要の 有 無 | | 1 有 | 給付する (しない) 理由 | | | |
| 給付する用具名 (含む型式 規 模 等) | | | | 予 定 價 格 | 円 | |
| | | | | 利用者が支払うべき額 | 円 | |
| | | | | 公 費 負 担 予 定 額 | 円 | |
| その他特記事項 | | | | | | |
| 年 月 日 | | | 調査員 職 名 | | | |
| | | | 氏 名 印 | | | |

別記第3号様式

番号 第 号

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

年 月 日
様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった日常生活用具の給付申請については、次のとおり決定したので通知します。

| 給付番号 | 第 号 | 給付決定 年 月 日 | 年 月 日 | | |
|----------------------|---|----------------|-------|-----------|---|
| 対象者の氏名 | | 疾病名 | | | |
| 給付する用具名 (型式規模等含む) | | 納入業者名 | | | |
| | | 納入業者の 住 所 | | | |
| 価格 | 円 | 利用者が 支払うべき額 | 円 | 公費 負担額 | 円 |
| 注意事項 | 1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものなので、支払うこととされた金額（「利用者が支払うべき額」）については、必ず用具を受け取るときに業者に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、または担保に供することは、かたく禁止します。 3 2に違反した場合は、市が業者に支払った費用の全額または一部を返還してもらうことがあります。 4 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に函館市長に対して異議申立てをすることができます。 また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 | | | | |

別記第4号様式

| 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券 | | | | |
|---|----------------------------|-----------------------------|---------------------|----------------|
| 給付番号 | 第 号 | | 給付券 発行年月日 | 年 月 日 |
| 対象者氏名 | | | 生年月日 | 年 月 日 (歳) |
| 居住地 | 函館市 | | | |
| 保護者氏名 | | | 対象者との 続柄 | |
| 給付する用具名 (型式・規模等含む) | | 価格 | 利用者が 支払うべき額 | 公費負担額 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| 納入業者 | 納入業者 の住所 | | 電話 | |
| この券の 有効期限 | 利用者が 業者に提示 する期限 | 年 月 日 | 業者の 公費支払 請求期限 | 年 月 日 |
| 上記のとおり決定する 年 月 日 | | | | |
| 函館市長 印 | | | | |
| ①業者が納入した日 年 月 日 | ②扶養義務者 より受領した額 円 | ③受領業者名および受領年月日 年 月 日 | | |
| ④ 用具受領 氏名 | 印 | 検査者 | 職名 氏名 | |
| その他特記事項 | | | | |

【注】本表は、①～③は納入業者が、④は保護者または18歳以上の対象者本人が記入すること。

別記第5号様式

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書

年　　月　　日

様

函館市長

印

却下の理由

年　　月　　日付けて申請のあった日常生活用具の給付については、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に函館市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第6号様式

番号 第 号

小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

貴社と契約を結んでいる用具について、下記のとおり購入することと決定した
ので通知します。

なお、用具は、当該通知書に記載されている者に対し、代金と引き換えのうえ、
速やかに引き渡しください。

記

1 購入する用具名

型式・規模

2 給付対象者

3 給付決定年月日 年 月 日

4 給付番号 第 号

5 購入価格等 価 格 円

利用者が支払う額 円

公費負担額 円

別記第7号様式

小兒慢性特定疾病兒童日常生活用具給付台帳